

日名条自治会自主防災会防災計画（改正案2）

令和3年2月15日

1 目的

この計画は、日名条自治会自主防災会規約第5条に基づき定めるもので、水害その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災会の組織編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及・啓発に関する事。
- (3) 地域の災害危険の把握に関する事。
- (4) 防災訓練の実施に関する事。
- (5) 情報の収集伝達に関する事。
- (6) 水防活動、出火防止及び初期消火に関する事。
- (7) 救出・救護に関する事。
- (8) 避難誘導及び避難所の組織的運営に関する事。
- (9) 給食・給水に関する事
- (10) 災害時要援護者対策に関する事。
- (11) 他組織との連携に関する事。
- (12) 防災資機材等の整備及び管理に関する事。

3 自主防災会の組織編成及び任務分担

(1) 組織の編成及び事務担当・会議

自主防災会の組織編成は、自治会組織とほぼ同じとし自主防災担当の顧問を設ける。別紙自治会連絡網・組織図とする。被災直後の初期消火及び救出は第一発見者等や近隣住民が実地しなければならないが、自治会としての消火・救出班は設置せず消防機関及び消防団へ委任し、当自主防災会としては下記2班に集約する。

(1)総務情報班（本部：被害情報の収集・伝達、区民の安否情報の集約）

(2)避難誘導班（区民の安否情報、避難誘導、要援護者の支援等）

防災計画の一切の事務他は主として防災を担当する顧問とする。

防災担当顧問は消防署・消防団員及びそのOB、民生委員・社会福祉協議会等委員の互選とし会長が指名する。又、消防署・危機管理課・住民自治協議会への訓練指導（通知・依頼）書の作成・提出・指導を行う。

任期は2年とし再任を妨げない。

防災会議は4月（定期総会）・5月（6月訓練実施の有無）・6月（訓練報告）・8月（9月訓練実施の有無）・9月（訓練報告）・12月（1月実施の有無）・3月（年間計画）及び会長が必要と認めた月の役員会時とする。

(2) 災害警戒（対策）本部の設置

次の事象が生じたときは、会長、副会長、及び担当顧問は、連絡を取り最適な場所に災害警戒（対策）本部を設置し情報の収集を行う。

※風水害は、警戒レベル3の発表による
 ※地震の場合は、震度5弱以上の発表による

自治会員への連絡は日名条自治会自主防災会連絡網により行う。

(3) 災害発生時の活動概要マニュアル

区分	担当	災害発生時の活動
総務情報班 (災害対策本部)	会長他役員・顧問	会長、副会長及び各班長等が一箇所に集まり、本部を設置して情報収集すると共に災害拡大予防に努める。 ① 班ごとの任務割り振り、活動内容の決定 ② 災害情報の収集、区民への伝達 ③ 会員の安否情報等の集約 ④ 各班の活動状況の把握と記録 ⑤ 消防署などの防災機関への連絡
避難誘導班	(災害発生時の初期対応)	迅速に土嚢積みや初期消火を行い、災害の拡大を防ぐ。 ① 風水害時の土嚢積などの水防活動 ② 地震時の初期消火 ③ 地震発生後、ガス、電気の切断を住民に徹底
	(救出活動の初期対応)	大災害で多数発生する負傷者や病人に対して、 <u>自分たちでできる</u> 応急手当や救助を行う。 ② 危険箇所のパトロール ② 道路冠水時、安全な場所への救出活動 ③ 倒壊家屋の下敷きになった人の救出 ④ 負傷者の応急手当の実施及び搬送
	(避難誘導の初期対応)	区民の安否確認を行うと共に安全確実に避難誘導する。 ① 要援護者の避難誘導、避難支援 ② 会員の安否確認、避難誘導 ③ 避難所の運営
	(避難所での対応)	救援物資が到着するまで、自家持ち寄りなどの食糧で炊き出しを行う。 ① 自主防等災害対応従事者への炊き出し ② 避難者への食糧や飲料水の調達、調理、配給

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 風水害、地震、火災等についての知識に関すること。
- ③ 風水害時等の早期避難に関すること。
- ④ 各家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
- ⑤ 各家庭における住宅用火災警報器の設置に関すること。
- ⑥ 各家庭における食料等の備蓄に関すること。
- ⑦ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

- ① 広報誌、チラシ、ポスター等の配布
- ② 座談会、講演会、映画会等の開催
- ③ パネル等の展示

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地域固有の防災問題に関する把握を行う。
また、それらを地図に落とし地区内で情報共有する。

(1) 把握事項

- ① 危険地域、区域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の方法

- ① 東広島市地域防災計画
- ② 座談会、講演会、研修会等の開催
- ③ 会員による区内の踏査
- ④ 地区の長老からの聞き取り
- ⑤ 災害記録の編さん

6 防災訓練（行事に合わせて実施）

風水害・大地震等の災害に備えて、情報の収集・伝達、水防・消火、避難行動等が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり防災訓練を実施する。

(1) 実施時期

6月・9月の道づくり、とんど等、区の催し物に付随する形式で随時実施する。

*例えば、壮青年会の夏季懇親会のバーベキューで飯ごう炊飯等を行う。

(2) 訓練の種別

訓練は、個別訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

① 個別訓練

- ア 情報収集・伝達訓練
- イ 水防・消火訓練

ウ 救出・救護訓練

エ 避難・誘導訓練

② 体験イベント型訓練

防災を意識せず災害対応能力を高めるために行うものとする。

③ 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(3) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次のとおり行う。

(1) 情報の収集・伝達

本部（総務情報班）は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、防災行政無線、携帯無線機、インターネット、伝令等による。

8 水防活動、出火防止及び初期消火

(1) 水防活動

東広島市及び消防団に協力し土のう積を行う。

(2) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする原因となるので、出火防止の徹底を図るため、毎月〇〇日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備を行う。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ 消火器等消火資機材の整備状況
- ④ 住宅用火災警報器の設置状況
- ⑤ その他建物等の危険箇所の状況

(3) 初期消火対策

地域内で火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材の配備を要請する。

- ① 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭での配備

9 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・

救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に協力すると同時に消防署へ**119番通報**を行う。

(2) 医療機関への連絡

現場付近のものは負傷者が医師の手当を要するものであると認めるときは、消防署及び医療機関へ連絡する。又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

現場付近の者及び役員は防災関係機関による救出を要するものであると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

10 避難誘導及び避難所の組織的運営

災害発生により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次のとおり避難を行う。

(1) 災害時要援護者の支援

自主防災会会長は、市長が避難準備情報を発令したとき、又は自主防災会会長が必要であると認めるとき、避難誘導班に対し災害時要援護者の避難支援を指示する。避難誘導班は、災害時要援護者の支援者として、**あらかじめ民生委員他からの情報を基に複数**の者を定めておく。

緊急の場合は、自主防災会会長の指示がなくても避難支援を行う。

(2) 避難誘導の指示（各自の判断で行う）

自治会員は、市長が避難指示及び勧告等を発令したとき、自主防災会会長及び役員などと連絡を取る事とする。会長・役員等はその必要であると認めるとき、避難誘導の指示を行う。緊急の場合は各自の判断で行う

(3) 避難誘導（各自の判断で行う）

避難誘導班は、行政・及び自主防災会会長の避難誘導の指示を受けたときは、住民を指定避難所（〇〇小学校、〇〇体育館、〇〇公民館等）に誘導する事とするが、的確な状況判断の元に行う。近隣の一時避難所及び自宅等の上層階も考慮する事。

(4) 避難所の管理・運営

災害時における避難所の管理・運営については、東広島市の要請により協力するものとする。

11 給食・給水

(1) 災害対策本部において

区の備蓄物資もしくは各家庭から持ち寄った食材で炊き出しを行い、災害対応従事者に対して後方支援を行う。

(2) 避難所において

避難者に対して炊き出しを行うとともに、市等から配布された食料、飲料水等を適正に配分する。

12 災害時要援護者対策

(1) 災害時要援護者の個別支援計画の作成

災害時要援護者の避難支援をスムーズに行うために、避難行動要援護者等について予め個別支援計画を作成する。

(2) 平常時における見守り体制の促進

平常時から、要援護者に対する声かけ運動を展開するなど、個別支援者を中心とした見守り活動を行う。

13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

14 防災資機材等の備蓄及び管理

防災資機材等を計画的に整備し、定期点検を実施する。

(1) 配備計画

区 分	品 名
情報収集・伝達用	ハンドマイク、携帯用無線機、携帯用ラジオ、携帯電話機用充電器、腕章等
初期消火用	消火器、水バケツ、砂袋、ヘルメット
水防用	降雨シート、スコップ、ツルハシ、ロープ、かけや、くい、土のう袋等
救出用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ペンチ、ハンマー、ロープ、一輪車、防塵マスク等
救護用	担架、救急セット、テント、毛布、シート リヤカー
避難用	強力ライト、ハンドマイク、ロープ、警笛、投光器、発電機、燃料、携帯用トイレ等
給食・給水用 (自治会内講中備 品を検討する)	コンロ、給水タンク、大なべ、炊飯器、食器等

(2) 定期点検

防災の日（9月1日）を全資機材の点検日とする。

令和3年2月14日 改定